



## 目次

第1条（目的）	1
第2条（用語の定義）	1
第3条（基本的合意）	1
第4条（特別目的会社の設立等）	1
第5条（特別目的会社の株主）	2
第6条（株式の譲渡等の制限）	2
第7条（業務の委託、請負）	3
第8条（事業契約の締結）	4
第9条（準備行為）	6
第10条（乙の構成員の義務等）	6
第11条（秘密保持）	6
第12条（協定の有効期間）	7
第13条（協議）	8
第14条（準拠法及び裁判管轄）	8
第15条（事業契約締結後の本病院の組織・運営形態の変更等）	8
別紙1 S P Cの株主構成等	9
別紙2 誓約書記載事項	10
別紙2別添1 株式処分承認申請書（書式）	11
別紙2別添2 誓約書（書式）	12
別紙3 本事業にかかる業務の受託・請負業者	13
別紙4 秘密保持に関するS P Cによる誓約書	14

神戸市立中央市民病院整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、神戸市（以下「甲」という。）と[ ]、[ ]、[ ]をその構成員とし、[ ]をその代表法人とする【 】グループ（以下「乙」といい、その構成員を「乙の構成員」、また代表法人を「乙の代表法人」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### （目的）

**第1条** 本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、第4条の規定に基づき、乙の構成員の出資により本事業を遂行するために設立される特別目的会社（以下「SPC」という。）をして、甲との間で本事業に関する事業契約（以下「事業契約」という。）を締結せしめるため、またその他本事業の円滑な実施等のために、甲と乙が負うべき責務及びとるべき諸手続について定めるものである。

#### （用語の定義）

**第2条** 本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定中に使用する用語の定義は、本事業を実施する事業者を選定するための総合評価一般競争入札（以下「本入札」という。）にかかる入札説明書等（なお、入札説明書（平成18年11月15日に公表された入札説明書及びその後の補足を含む。）に添付される入札説明書別添資料及びこれらに関連して甲が追加で提示する資料を併せて「入札説明書等」という。）において定められた用語の定義による。

#### （基本的合意）

**第3条** 乙は、入札説明書等に記載の条件（以下「甲提示条件」という。）を十分に理解し、これに合意したことを確認する。

2 甲と乙は、応募者提案等を事業契約の契約条件とすることに合意する。

3 甲及び乙は、事業契約に関する協議において、甲提示条件及び応募者提案等に基づき、その内容を確定することが困難な事項がある場合、入札説明書等において示された本事業の目的・理念に照らして、互いに誠実に協議し、解釈するものとする。

#### （特別目的会社の設立等）

**第4条** 乙は、本協定締結後、遅くとも事業契約の締結時までに、入札説明書等及び応募者提案等に基づいて本事業を遂行することのみを目的とする会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社たるSPCを適法に設立するものとする。

2 乙が設立するSPCは以下に掲げる要件を満たすものとする。

（1）SPCの本店所在地は神戸市内とすること。

（2）SPCの定款に以下の規定を設けること。

S P C が発行する株式はすべて会社法第 2 条第 17 号に定める譲渡制限株式とするための規定

会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会を設置する旨の規定

会社法第 326 条第 2 項に定める監査役を設置する旨の規定

- 3 本事業の事業期間中において、S P C へ出資を行う者は、必ず乙の構成員でなければならない。また、乙の構成員は、S P C をして、乙の構成員以外の者からの出資を受けさせてはならない。ただし、第 6 条に定める場合は、この限りではない。
- 4 乙の構成員は、S P C 設立後遅滞なく、別紙 2 の誓約書記載事項の記載ある誓約書を甲に差し入れるものとする。
- 5 乙は、甲に対し、S P C の設立後速やかに、S P C の商業登記簿謄本の写し、定款、役員及び従業員の名簿、その他甲が指定する事項を書面により明示することとする。なお、名簿においては統括マネジメント業務の各業務の責任者を明示することとする。本協定の締結以降、提出した書類の内容の変更があった場合には、変更後の書類を速やかに甲に届け出ることとする。
- 6 乙は、S P C をして、設立総会又は株主総会において取締役を選任せしめ、これを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役が改選された場合についても乙又は乙の代表法人はその旨を S P C をして甲に報告させるものとする。
- 7 S P C における会計年度は、各暦年の 4 月 1 日を始期とし、翌年の 3 月 31 日を終期とする 1 年間とする。ただし、最初の会計年度の始期は S P C の設立日とし、最終の会計年度の終期は、事業契約に定める契約終了日から 1 年後以降とする。
- 8 乙は、S P C をして、本事業の事業期間中、S P C が第 2 項に規定する取締役会設置会社であり監査役設置会社であることを維持させるものとする。

#### (特別目的会社の株主)

**第 5 条** S P C 設立時の株主の構成及びその出資額は、別紙 1 に記載のとおりとする。

- 2 S P C 設立時以降、乙の代表法人は、S P C の総株主の議決権の過半数を超える議決権を保有し、原則として本事業の事業期間中これを維持するものとする。

#### (株式の譲渡等の制限)

**第 6 条** 乙の構成員は、本事業の事業期間が終了するまでの間、次項の場合を除くほか、その保有する S P C の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他一切の処分（以下「譲渡等」という。）を行わないものとする。

- 2 乙の構成員が、その保有する S P C の株式を譲渡等する場合、その他議決権株式保有割合、出資比率を変更する場合は、あらかじめ甲に通知し、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。
- 3 乙の構成員が、その保有する S P C の株式の譲渡等を行う場合の手続きは、以下のとおりとする。

( 1 ) S P C の株主たる乙の構成員が、他の構成員又はそれ以外の第三者に対する S P

Cの株式の譲渡等を希望する場合、譲渡等を希望する当該株主（以下、本項において「譲渡等希望株主」という。）は、事前に乙の代表法人（ただし、乙の代表法人が譲渡等希望株主である場合は、SPCの議決権株式の保有割合が第二位の株主である乙の構成員）に対し、別紙2別添2のSPCの議決権株式を譲り受けようとする者（以下「新株主」という。）の誓約書及び別紙4の秘密保持に関するSPCの誓約書と同内容を誓約する誓約書を添えて、別紙2別添1の株式処分承認申請書により通知するものとする。

- (2) 乙の代表法人（ただし、乙の代表法人が譲渡等希望株主である場合は、SPCの議決権株式の保有割合が第二位の株主である乙の構成員）は、第1号の通知を受領後、速やかに第1号で示す誓約書に不備がないことを確認の上、甲に対し、その旨を書面により通知する。
  - (3) 第2号の通知の受領後、甲が譲渡希望株主に対し書面により、かかる譲渡等を承諾した旨の通知をした場合（乙の代表法人にはその写しを送付するものとする。）譲渡等希望株主は議決権株式の譲渡等を行うことができる。
- 4 第4条第3項本文、前条第2項違反を惹起し、又は惹起するおそれがある場合を除き、SPCは、株式、新株予約権を発行することができる。この場合であっても、乙はSPCをして、甲に対し、その引受人並びにその内容及び数その他予め甲が指定する事項を、書面により通知しなければならない。
  - 5 SPCがSPCの株主である乙の構成員以外の者に対して株式を割り当てて発行するためには、前条第2項違反を惹起するか否かを問わず、乙はSPCをして、甲に対し、割当ての相手方並びに割当てをする株式の種類及び数その他甲が予め指定する事項を通知し、書面による事前の承諾を得なければならず、また、SPCがSPCの株主である乙の構成員に株式を割り当てて発行する場合であっても、乙の構成員の議決権株式保有割合、出資比率が変更される場合には、乙はSPCをして、同様の手続きをとらせるものとする。

### （業務の委託、請負）

**第7条** 乙は、SPCをして、本事業の設計業務、建設業務、工事監理業務、業務、業務〔本協定締結時に委託、請負先が決定されている業務を挿入〕を別紙3に記載する者にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。また、乙又はSPCが、本協定締結後に、応募者提案等に従って、これら以外の本事業の業務につき委託し又は請け負わせる協力法人を選定する場合には、事業契約締結後にSPCが甲と協議を行って作成し、甲の承諾を得た協力法人の選定・変更手続に従うものとする。

- 2 乙は、甲とSPCとの間で事業契約が締結された後、速やかに、SPCをして、前項に定める各業務を受託する者又は請け負わせる者との間で、業務委託契約又は請負契約（若しくはこれに代わる覚書等）を締結せしめるものとし、締結後、速やかにその契約書の写しを甲に提出する。
- 3 第1項によりSPCから本事業にかかる各業務を受託し又は請け負った構成員は、受

託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならず、また、乙は、SPCから本事業にかかる各業務を受託し又は請け負った協力法人をして、当該協力法人が受託し又は請け負った業務を誠実に実施させなければならない。

#### (事業契約の締結)

**第8条** 甲と乙は、本協定の規定に従い、事業契約の締結に向けてそれぞれ誠実に協議するものとし、可能な限り速やかに事業契約の締結が実現するよう最大限の努力をするものとする。

2 乙の構成員は事業契約の締結に向けて相互に協力し、一体として行動するものとする。

3 本協定の締結後、甲から書面によりその旨の請求があった場合にはその後速やかに、乙は甲に対し、応募者提案等の詳細を明確にするために必要又は相当として甲が合理的に要求する資料(提案金額の内訳書を含むものとする。)その他一切の書面及び情報を提出する。

4 甲は、事業契約の締結に先立ち、事業契約締結に関し必要と考えられる手続を行うものとする。

5 甲は、神戸市契約規則第25条第6号に基づき、SPCに対する契約保証金を免除する。ただし、神戸市契約規則第25条第6号の規定に該当する場合とは、乙がSPCをして、事業契約の締結までに、次の各号のいずれかを満たさせた場合とする。

(1) SPCが、施設建設に関して、建設期間を保険期間とし、施設設計・建設業務にかかるサービス対価のうち施設建設費の100分の10以上に相当する金額について、甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を甲に提出した場合

(2) SPCが建設業務を担当する協力法人をして、施設建設に関して、建設期間を保険期間とし、施設設計・建設業務にかかるサービス対価のうち施設建設費の100分の10以上に相当する金額について、履行保証保険契約を締結させ、かつ乙の負担で当該保証保険契約に基づく保険請求権につき、甲を質権者とする質権を設定し、対抗要件を具備した場合

(3) SPCから委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と甲とがSPCの負担で工事履行保証契約を締結した場合

(4) SPCが、建設業務を担当する協力法人をして、銀行又は甲が確実と認める金融機関との間において、施設建設に関し、建設期間を保証期間とし、施設建設費の100分の10以上に相当する金額を保証金の額として甲の承諾する内容の保証契約を締結させ、かつ乙の負担で当該保証契約に基づく保証金支払請求権につき、甲を質権者とする質権を設定し、対抗要件を具備した場合

(5) SPCが、第1号から前号のいずれかを工事着工時まで満たすことを約した誓約書を提出することとした場合。ただし、この場合において、誓約内容が実行されなかった場合には、甲は免除を取り消すこととし、乙はSPCをして、契約金額の100分の5に相当する金額を契約保証金として納付させなければならない。

- 6 前項の場合において、施設設計・建設業務にかかるサービス対価のうち施設建設費の変更があった場合には、保証の額が変更後の施設設計・建設業務にかかるサービス対価のうち施設建設費の100分の10以上に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、SPCをして保証の額の減額を請求することができる。
- 7 乙の構成員又は応募者提案等で明示した協力法人が、事業契約に関して次の各号の一に該当したときは、第9条第3項にかかわらず、甲の請求に基づき、乙は施設建設費のうち（契約締結後、施設建設費を変更した場合は、変更後の金額とする。）の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙の構成員又は応募者提案等で明示した協力法人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙の構成員が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 乙の構成員又は応募者提案等で明示した協力法人の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - (3) 乙の構成員又は応募者提案等で明示した協力法人の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
  - (4) その他乙の構成員又は応募者提案等で明示した協力法人の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第1号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 8 乙は、乙の構成員又は応募者提案等で明示した協力法人が、事業契約に関して前項の各号の一に該当し、かつ、次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、前項に規定する事業契約による施設建設費の100分の10に相当する額のほか、当該施設建設費の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。
  - (2) 乙が甲に前項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 9 甲は、第7項に規定する場合以外で、乙又はSPCの責めに帰すべき事由により、事業契約が締結されないとき、又は乙の責めに帰すべき事由により、本事業の入札行為に関して乙が遵守すべき義務の違反があり、当該違反を理由として事業契約が締結されなかった場合は、第9条第3項にかかわらず、事業契約に定める施設建設費の100分の5に相当する金額を違約金として支払わなければならない。この場合、前項に基づき、甲が契約保証金を、受領している場合には、これを違約金に充当するものとする。
- 10 乙が第7項、第8項、前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未払い額に対する年100分

の5に相当する額の遅延利息を付加して甲に支払わなければならない。

- 11 第9項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合において、甲がその超える分について乙の構成員に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

#### (準備行為)

**第9条** 乙は、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、自ら又はS P Cの設立後においてはS P Cをして、本事業に関して必要な準備行為(基本設計及び実施設計並びにこれらに関する調査、打合せ等を含む。)を行うことができる。この場合、甲は、必要かつ可能な範囲内で、乙の行うかかる準備行為に協力するものとする。

- 2 甲と乙は、S P Cの設立後速やかに、S P Cの設立前に行われた前項に規定する準備行為及びそれに対する甲による協力の結果をS P Cに対し引き継がせるよう最大限努力する。
- 3 甲及び乙のいずれの責にも帰すべからざる事由により、甲とS P Cが事業契約の締結に至らなかったときは、別途書面による合意がある場合を除き、甲と乙及びS P Cが、入札費用等を含め本事業の準備に関して既に支出した費用等については、各自が負担とするものとし、かかる準備行為に要した費用等に関連し、両当事者間での費用等の請求、清算、その他相互に債権債務関係は一切生じないものとする。

#### (乙の構成員の義務等)

**第10条** 乙は、本入札の入札説明書等に示された本事業の趣旨を十分に理解し、必要とされるS P Cの体制を準備、構築し、その維持に努めるものとする。

- 2 本協定の締結後、乙の構成員は、本協定の規定の遵守が確保される上で必要又は相当として甲が満足する内容及び形式の株主間契約又はその他の契約を、速やかに締結し、その写しを甲に提出するものとする。

#### (秘密保持)

**第11条** 甲と乙は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩し、また、本協定及び事業契約の履行以外の目的に使用してはならず、乙はS P Cについても同様の責務を負わせるものとする。ただし、以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 公知である場合
- (2) 本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
- (3) 被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
- (4) 裁判所により開示が命ぜられた場合
- (5) 甲が神戸市情報公開条例に基づき開示を求められた場合
- (6) 当事者の弁護士その他本事業にかかるアドバイザー、出資者及び協効法人に守秘義務

務を課して開示する場合

(7) 乙が本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合

(8) その他法令に基づき開示する場合

- 2 甲が、前項第5号の規定に基づき、請求を受けた場合で、甲において当該請求の内容が、同条例第10条及び第11条の非公開とされるべき情報にあたると思慮するときは、甲は乙に対して、その旨を通知するものとし、乙は甲に対して非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に甲に示し、甲に協議を求めることができるものとする。
- 3 乙は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、甲が貸与するデータ及び帳票資料等に記載された個人情報並びに当該情報から乙が作成した個人情報（以下、本条において、これらを総称して「個人情報」という。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び神戸市個人情報保護条例（平成9年条例40号）を遵守して取扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うとともに、SPCについても同様の責務を負わせるものとする。
- 4 前項に定めるほか、乙は、本事業に関する個人情報の保護に関する事項につき、甲の指示に従うとともに、SPCをして従わせるものとする。
- 5 乙は、乙の役員、従業員、乙及びSPCの代理人又はコンサルタント、出資者、本事業に関連してSPCに資金を提供している金融機関又は協力法人に対し、第1項、第3項及び第4項の守秘義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。
- 6 本条に定める乙の義務は、本協定終了後も存続する。また、乙の役員、従業員、乙及びSPCの代理人又はコンサルタント、出資者、本事業に関連してSPCに資金を提供している金融機関又は協力法人などがその地位を失った場合であっても、乙は、これらの者に対する守秘義務の遵守義務を免れない。
- 7 乙は、第4条の規定に基づきSPCが設立された後、速やかに、SPCをして、SPCが第1項の規定に基づいて秘密を保持すること等について、別紙4の様式による誓約書を提出させる。

#### （協定の有効期間）

- 第12条** 本協定の有効期間は、事業契約の終了の日までとする。ただし、事業契約が締結に至らなかった場合には、第9条第3項を除き、その時点で本協定の効力は失われるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第7項から第9項に該当する事由の原因行為に起因して事業契約が締結に至らなかった場合には、第8条第7項から第11項は存続するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第11条の規定は同条の秘密が公知となるまで存続するものとする。

**(協議)**

**第13条** 本協定の規定又は本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合、本協定の当事者は誠意をもって協議により解決するものとする。

**(準拠法及び裁判管轄)**

**第14条** 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は神戸地方裁判所とする。

**(事業契約締結後の本病院の組織・運営形態の変更等)**

**第15条** 事業契約締結後、神戸市立中央市民病院(以下「本病院」という。)が、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条2項に基づき地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定の全部が適用され、又は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づく地方独立行政法人となるなど、本病院の組織又は運営形態の変更がなされる場合、乙は、自ら又はSPCをして、かかる組織又は運営形態の変更に伴って必要となる協力を行うものとする。なお、乙又はSPCが甲に協力するために必要となる費用は乙又はSPCの負担とする。

2 事業契約締結後、本病院が地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人となった場合、地方独立行政法人法第66条第1項の規定に従い、甲の本協定及び事業契約上の地位(権利及び義務を含む)は、甲が定める範囲で、当該地方独立行政法人(以下「本件独立行政法人」という。)の成立の時に於いて、本件独立行政法人が承継する。

3 甲は、本件独立行政法人により本事業の履行が確実になされるよう、本件独立行政法人が策定し、甲が認可する中期計画等において、本事業を位置づけさせ、事業契約上の義務が履行されるよう計画させるものとする。

4 第2項の地位承継に伴い、本協定に基づく甲の乙に対する債務及び事業契約に基づく甲のSPCに対する債務は、甲が定める範囲で本件独立行政法人に免責的に承継される。ただし、本病院施設等の施設設計・建設業務にかかる債務及び医療情報システム構築業務にかかる債務については、甲が引き続き負担し、本件独立行政法人は、これを承継しない。

5 乙は、自ら及びSPCをして、第2項の甲から本件独立行政法人への地位の承継を予め承諾し、地方独立行政法人法第66条第3項の異議を述べない。

以上を証するため、本協定書[ ]通を作成し、甲及び各乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成[ ]年[ ]月[ ]日

甲 住 所  
名 称 神戸市  
代表者 市長[ ]

乙 【 】グループ  
(【 】グループの代表法人兼構成員)  
住 所  
商 号  
代表者

(【 】グループの構成員)  
住 所  
商 号  
代表者

(【 】グループの構成員)  
住 所  
商 号  
代表者

別紙1 S P Cの株主構成等

1 S P C名 [ ]

2 設立時のS P Cの株主構成及び株主の出資額

[ ] [ ]円

[ ] [ ]円

[ ] [ ]円

## 別紙 2 誓約書記載事項

株主は、その所有にかかる S P C の議決権株式の譲渡又は担保権の設定、その他の方法による処分を行おうとするときは、神戸市立中央市民病院整備運営事業にかかる基本協定書第 6 条の規定に従い、必要に応じ、甲及び乙の代表法人に対し、事前に別紙 2 別添 1 の書式の株式処分承認申請書を提出し、譲渡等にかかる方法、相手方、対象株式の種類及び数、予定日等を通知し、事前に甲の書面による承諾を得ること。

別紙2別添1 株式処分承認申請書（書式）

神戸市長/（写し）[基本協定書において「乙」とされるグループの代表法人名]あて

このたび、当社の保有する [ ] の議決権株式を以下のとおり処分するにつきご承諾いただきたく、神戸市と [ ] との間で締結した平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日付神戸市立中央市民病院整備運営事業にかかる基本協定書第6条の規定に従い、ここに申請いたします。

1 申請にかかる譲渡等の方法

株式の譲渡

株式への担保権設定

その他の処分 [ 具体的内容 : ]

2 譲渡等の相手方

住所 : [ ]

商号 : [ ]

代表者 : [ ]

3 譲渡等の対象株式の種類及び数 : [ ] 株式 [ ] 株

4 譲渡等予定日 : 平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

5 その他

今般の株式譲渡等の相手方に対し、予め掲題基本協定書を開示し、その内容を了解させております。

以上

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

申請者 :

住 所 :

代表者 : 印

別紙2別添2 誓約書(書式)

平成[ ]年[ ]月[ ]日

神戸市長/(写し)[基本協定書において「乙」とされるグループの代表法人名]あて

住 所 :

商 号 :

代表者 : 印

### 誓 約 書

神戸市(以下「市」という。 )と[基本協定書において「乙」とされるグループの名称]との間で、平成[ ]年[ ]月[ ]日付にて締結された神戸市立中央市民病院整備運営事業(以下「本事業」という。 )にかかる基本協定書(以下「本協定」という。 )及び市と[事業契約において「乙」とされるSPCの名称](以下「SPC」という。 )との間で、平成[ ]年[ ]月[ ]日付にて締結された本事業にかかる事業契約(以下「本事業契約」という。 )に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明、保証いたします。

なお、特に明示の無い限り、本誓約書において用いられる語句は、本協定において定義された意味を有するものとします。

### 記

- 1 当社は、本協定及び本事業契約の内容を全て了解していること。
- 2 当社に対して株式譲渡を希望するSPCの株主が本協定に基づき負担する義務の全てを当社が承継すること。
- 3 当社は、本事業契約の終了までの間、本協定第6条に基づき市の書面による事前の承諾を得た場合を除き、SPCの株式の譲渡等を行わないこと。
- 4 当社が、市の書面による事前の承諾を得て事業者の株式を譲渡等する場合、当社は、本協定第6条に従い、譲渡等の相手方をして、予め本誓約書の様式と内容の誓約書を提出させるとともに、本協定書別紙4の秘密保持に関するSPCによる誓約書と同内容を誓約する誓約書を提出させること。

### 別紙3 本事業にかかる業務の受託・請負業者

応募者提案をふまえて、本協定締結時に委託又は請負先が決定されている業務、及び受託業者名又は請負業者名を記入する。

別紙4 秘密保持に関するSPCによる誓約書

平成[ ]年[ ]月[ ]日

神戸市長あて

住 所：

商 号：

代表者： 印

秘密保持に関するSPCによる誓約書

当社は、神戸市立中央市民病院整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して知り得た神戸市（以下「市」という。）の秘密（以下「秘密」という。）につき、市の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者（市に対し本事業に関する守秘義務を負う者を除く。）に漏洩し、また、本協定及び事業契約の履行以外の目的には使用しないこと、並びに本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人情報及び当該情報から当社が作成した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び神戸市個人情報保護条例（平成9年条例40号）を遵守して取扱うことを確認いたします。ただし、秘密が以下の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- （1）公知である場合
- （2）本誓約書提出後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
- （3）当社が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
- （4）裁判所により開示が命ぜられた場合
- （5）市が神戸市情報公開条例に基づき開示を求められた場合
- （6）当社の弁護士その他本事業にかかるアドバイザー及び協力法人に守秘義務を課して開示する場合
- （7）当社が本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合
- （8）その他法令に基づき開示する場合

以上